

給与支払報告書の光ディスク・
磁気ディスク等の規格・仕様及び
作成要領

(令和2年10月)

真岡市

1 光ディスク等の規格

提出することができる磁気ディスク（FD・MO）及び光ディスク（CD・DVD）は、次に掲げるものとする。

種類		FD	MO	CD	DVD
サイズ		3.5 インチ	3.5 インチ	12cm	12cm
規格		2HD	ISO/IEC13963 又は ISO/IEC15041	CD-R	DVD-R
記憶容量		1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB	片面 4.7GB
記憶形式	フォーマット	MS-DOS(FAT 形式)		ISO9660(Level2)/Joliet※	
	ファイル形式	CSV（カンマ区切形式）			
記録コード		シフト JIS			
漢字水準		JIS 第 1 水準及び第 2 水準			

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

2 ファイルの仕様

ファイル名は「315dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する。

（例）2 枚の FD に分けて提出する場合

- ・ 1 枚目の FD に格納するファイル名……「315dat01.txt」
- ・ 2 枚目の FD に格納するファイル名……「315dat02.txt」

3 レコードの内容

レコードの内容は、別添のとおりとする。

別添 レコードの内容

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
項目名	法廷資料の種類	整理番号1	本支店等区分番号	又は所在地 提出義務者の住所(居所)	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の電話番号	整理番号2	提出者の住所(居所)又は所在地	提出者の氏名又は名称	訂正表示	年分	支払を受ける者				種別	支払金額	未払金額	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)
												住所又は居所	国外住所表示	氏名	役職名				
入力文字基準	半角・3文字	半角・10文字	半角・5文字以内	全角・60文字以内	全角・30文字以内	半角・15文字以内	半角・13文字	全角・60文字以内	全角・30文字以内	半角・1文字	半角・2文字	全角・60文字以内	半角・1文字	全角・30文字以内	全角・15文字以内	全角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内

項目番号	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
項目名	所得控除の額の合計	源泉徴収税額	未徴収税額	者(源泉)の有無 控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	額 配偶者(特別)控除の	控除対象扶養親族の数						障害者の数			社会保険料等の金額	左の内訳	生命保険料の控除額	
							特 定		老 人		そ の 他		特別障害者	左の内訳	その他				
							主	従	主	左の内訳	従	主							従
入力文字基準	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・1文字	半角・1文字	半角・10文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・2文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内

項目番号	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
項 目 名	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除等の額	旧個人年金保険料の金額	配偶者の合計所得	旧長期損害保険料の金額	受給者の生年月日				夫あり	未成年者	乙欄適用	本人が		高齢者	寡婦	寡夫	勤労学生	死亡退職
						元号	年	月	日				特別障害者	その他の障害者					
入力文字基準	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・1文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字

項目番号	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
項 目 名	災害者	外国人	中途就・退職				他の支払者						税額 災害者に係る徴収猶予	他の支払者のもとを退職した年月日			住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)		
			分 中途就職・退職の区	年	月	日	在 地 住所(居所)又は所	国外住所表示	氏名又は名称	給与等の金額	徴収した金額	料の金額 控除した社会保険		年	月	日	年	月	日
入力文字基準	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	全角・60文字以内	半角・1文字	全角・30文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字

項目番号	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
項 目 名	住宅借入金等特別控除適用数	住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等の額(1回目)	住宅借入金等特別控除適用金等特別控除(2回目) 年 月 日			住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等の額(2回目)	摘要	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	16歳未満扶養親族の数	国民年金保険料等の金額	非居住者である親族の数	提出義務者の個人番号又は法人番号	支払を受ける者の個人番号
入力文字基準	半角・1文字	半角・10文字以内	半角・2文字	半角・8文字以内	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・8文字以内	全角・65文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・2文字以内	半角・10文字以内	半角・2文字以内	半角・13文字以内	半角・12文字

項目番号	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	
項 目 名	(源泉・特別) 控除対象配偶者				控除対象扶養親族(1)				控除対象扶養親族(2)				控除対象扶養親族(3)				控除対象扶養親族(4)			
	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	
入力文字基準	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	

項目番号	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133
項目名		16歳未満の扶養親族(1)				16歳未満の扶養親族(2)				16歳未満の扶養親族(3)				16歳未満の扶養親族(4)				扶養親族の個人番号	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	入力文字基準	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	フリガナ	氏名	区分	個人番号	扶養親族の個人番号
	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・30文字以内	全角・30文字以内	半角・2文字	半角・12文字	全角・100文字以内	全角・100文字以内

項目番号	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143
項目名	普通徴収	青色専従者	条約免除	支払を受ける者のフリガナ	受給者番号	提出先市町村コード	指定番号	基礎控除の額	所得金額調整控除額	ひとり親
入力文字基準	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・60文字以内	半角・25文字以内	半角・6文字	半角・12文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・1文字
	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・60文字以内	半角・25文字以内	半角・6文字	半角・12文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・1文字

レコード作成要領

項目番号	項目名	記録要領
1	法廷資料の種類	「315」を記録する。
2	整理番号 1	税務署から連絡されている「整理番号 1 (10 桁の数字)」を記録する (記録を省略しても差し支えない。)
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号 (一連番号、支店番号等) を記録する。
4	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例) 「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号 2	税務署から連絡されている「整理番号 2 (13 桁の数字)」を記録する (記録を省略しても差し支えない。)
8	提出者の住所 (居所) 又は所在地	記録を省略する。
9	提出者の氏名又は名称	同上
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを訂正 (取消しを含む。) するためのレコードの場合には、「1」、その他の場合には「0」を記録する。
11	年分	支払の確定した年を和暦で記録する。なお、元年分～9 年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。

項目番号	項目名	記録要領
1 2	支払を受ける者	住所又は居所
1 3		住所又は居所を記録する。
1 4		国外住所表示
1 5		支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
1 4	氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。
1 5	役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。
1 6	種別	同上
1 7	支払金額	同上 (注) 未払金額を含む。
1 8	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
1 9	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	同上
2 0	所得控除の額の合計額	同上
2 1	源泉徴収税額	同上 (注) 未徴収税額を含む。
2 2	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。
2 3	(源泉) 控除対象配偶者の有無	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者 (年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者) を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
2 4	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
2 5	配偶者 (特別) 控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。
26~32	控除対象扶養親族の数	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
33~35	障害者の数 (本人を除く)	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番号	項目名		記録要領
36	社会保険料等の金額		書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳		社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の控除額		書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額		同上
40	住宅借入金等特別控除等の額		同上
41	旧個人年金保険料の金額		同上
42	配偶者の合計所得		同上
43	旧長期損害保険料の金額		同上
44～47	受給者の生年月日		受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」
48	夫あり		記録を省略する。
49	未成年者		該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用		同上
51	本人が	特別障害者	同上
52		その他の障害者	同上
53	老年者		記録を省略する。
54	寡婦		該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。

項目番号	項目名	記録要領	
55	寡夫	記録しないでください。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
56	勤労学生	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
57	死亡退職	同上	
58	災害者	同上	
59	外国人	同上	
60~63	中途就・退職	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分には、中途就職の場合は「1」、中途退職の場合は「2」、それ以外には「0」を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。) (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」	
64	他の支払者	住所(居所)又は所在地	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65		国外住所表示	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66		氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67		給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した金額	同上
69		控除した社会保険料の金額	同上
70	災害者に係る徴収猶予税額	同上	
71~73	他の支払者のもとを退職した年月日	書面による場合の記載に準じて記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。) (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」	

項目番号	項目名	記録要領
74~76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（1回目）	<p>年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。</p> <p>また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。</p> <p>（例）平成28年9月30日 → 28,09,30</p>
77	住宅借入金等特別控除適用数	<p>年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。</p> <p>（例）租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用を受ける場合には「2」を記録する。</p>
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	<p>住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。</p> <p>ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。</p>

項目番号	項目名	記録要領
80	住宅借入金等の額（1回目）	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録する。</p>
81～83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（2回目）	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。（「年」については和暦とする。）。</p> <p>（例）「平成28年9月30日 → 28,09,30」</p>
84	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p>

項目番号	項目名	記録要領
85	住宅借入金等の額（2回目）	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	同上
89	介護医療保険料の金額	同上
90	新個人年金保険料の金額	同上
91	16歳未満扶養親族の数	同上
92	国民年金保険料等の金額	同上
93	非居住者である親族の数	同上
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
95	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項目番号	項目名	記録要領
96	フリガナ	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録する。
97	氏名	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録する。
98	区分	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99	個人番号	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
100	フリガナ	控除対象扶養親族（1）の氏名のフリガナを記録する。
101	氏名	控除対象扶養親族（1）の氏名を記録する。
102	区分	控除対象扶養親族（1）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
103	個人番号	控除対象扶養親族（1）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
104	フリガナ	控除対象扶養親族（2）の氏名のフリガナを記録する。
105	氏名	控除対象扶養親族（2）の氏名を記録する。
106	区分	控除対象扶養親族（2）が非居住者の場合には、「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
107	個人番号	控除対象扶養親族（2）の個人番号（12桁の数字）を記録する。 （注）平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項目番号	項目名	記録要領
108	控除対象扶養親族 (3)	フリガナ 控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
109		氏名 控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。
110		区分 控除対象扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
111		個人番号 控除対象扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
112	控除対象扶養親族 (4)	フリガナ 控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
113		氏名 控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。
114		区分 控除対象扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
115		個人番号 控除対象扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
116	16歳未満の扶養親族 (1)	フリガナ 16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117		氏名 16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118		区分 16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119		個人番号 16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項目番号	項目名	記録要領
120	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ 16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121		氏名 16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122		区分 16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
123		個人番号 16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
124	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ 16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125		氏名 16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126		区分 16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
127		個人番号 16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
128	16歳未満の扶養親族(4)	フリガナ 16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129		氏名 16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130		区分 16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
131		個人番号 16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
132	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番号	項目名	記録要領
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。
134	普通徴収	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者	同上
136	条約免除	同上
137	支払を受ける者のフリガナ	支払いを受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号	支払者（特別徴収義務者）において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード	該当の全国地方公共団体コードを記録する。 真岡市の市町村コード「092096」
140	指定番号	各提出先市町村の設定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。
141	基礎控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 令和2年度（令和元年年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額	同上
143	ひとり親	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和2年度（令和元年年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

各項目の記録に当たっての留意事項

(1) 各項目共通

- ① 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

〈例〉 支払金額等の項目……………	× 1,200,000
	○ 1200000

- ② 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する（CSV形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。）

〈例〉 半角の項目が記録不要の場合…………… 前の項目,,後の項目

(2) 住所、居所又は所在地

- ① 都道府県名から順次記録する。

ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

〈例〉 ○ 東京都中央区銀座 1 - 1 - 1
○ 中央区銀座 1 - 1 - 1
○ 大阪府中央区大手前 2 - 2 - 2
× 中央区大手前 2 - 2 - 2 ⇒ ○ 大阪府中央区大手前 2 - 2 - 2
(注) 政令指定都市については市名を省略しない。

- ② 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

〈例〉 × 名古屋市港区アキハ 1 - 1 - 1 ⇒ 名古屋市港区秋葉 1 - 1 - 1
× 名古屋市港区あきは 1 - 1 - 1 ⇒ 名古屋市港区秋葉 1 - 1 - 1
○ 名古屋市港区いろは 2 - 2 - 2

- ③ ~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。
また、句読点等によって代替しない。

〈例〉 × 神奈川県 横浜市 港北区 新横浜 1 - 1 - 1
× 神奈川県、横浜市、港北、新横浜、1 - 1 - 1
○ 神奈川県横浜市港北区新横浜 1 - 1 - 1

- ④ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分の区切りがあっても差し支えない。

〈例〉 ○ 神奈川県横浜市港北区新横浜 1 - 1 - 1
○ 神奈川県 □ 横浜市 □ 港北区 □ 新横浜 □ 1 - 1 - 1
× 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1 - 1 - 1
× 神奈川県 □ □ 横浜市 □ □ 港北区 □ □ 新横浜 □ □ 1 - 1 - 1

(注)「□」は、スペース1文字分を表す。

- ⑤ 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「-」「~」「・」(全角)を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

〈例〉 ○ 千代田区丸の内 1 - 1 - 1
○ 千代田区丸の内 1 ~ 1 ~ 1
× 千代田区丸の内 1, 1, 1

- ⑥ 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

- ⑦ 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

- ① 個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。
ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。

- ② 個人の肩書等は記録しない。

〈例〉 × 税理士 総務 太郎 ⇒ ○ 総務 太郎

- ③ 法人の代表者名等は記録しない。

〈例〉 × 総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 ⇒ ○ 総務産業株式会社

④ 法人の組織名には必ずカッコ（全角）を付す。

〈例〉 ○ 総務産業（株）	○ （株）総務産業
○ 総務産業（株	○ 株）総務産業
× 総務産業 株)	× （株 総務産業
× 総務産業／株	× 株、総務産業

組織名	略称	組織名	略称
株式会社	株、KK、カ、カブ	企業組合	企、企業、キ、キギョウ
有限会社	有、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シャ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キョウ	宗教法人	宗、シュウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ		

(4) 外字の取扱い

JIS 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は次のとおり取扱う。

- ① 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第 1 水準及び第 2 水準の全角文字に変換する。
- ② 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。
- ③ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

〈例〉 「徳田」 ⇒ 「徳田」	「齋藤」 ⇒ 「斉藤」
-----------------	-------------

光ディスク等の提出に当たっての留意事項

- (1) 光ディスク等の提出の際には、正本、副本の両方を提出する。
- (2) 提出する媒体には次の事項を明示する。

イ 光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載する。

※ 筆先の硬い筆記用具は使用しない。

ロ 磁気ディスク

磁気ディスクにより提出する場合には、適宜のラベルに次の記載事項を記載の上、貼付する。

【記載事項】

- ① 提出先市町村名 ② 提出者名 ③ 提出者住所 ④個人番号又は法人番号
- ⑤ 指定番号 ⑥ 提出件数 ⑥提出年月日 ⑦ 正本・副本の区別
- ⑧ 総枚数及び一連番号

- (3) 提出された光ディスク等は返却しない。
- (4) 提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認する。

光ディスク等による特別徴収税額通知書の規格等

1 光ディスク等の規格

提出することができる磁気ディスク（FD・MO）及び光ディスク（CD・DVD）は、次に掲げるものとする。

種類		FD	MO	CD	DVD
サイズ		3.5 インチ	3.5 インチ	12cm	12cm
規格		2HD	ISO/IEC13963 又は ISO/IEC15041	CD-R	DVD-R
記憶容量		1.44MB	230MB 又は 640MB	650MB	片面 4.7GB
記憶形式	フォーマット	MS-DOS(FAT 形式)		ISO9660(Level2)/Joliet※	
	ファイル形式	CSV (カンマ区切形式)			
記録コード		シフト JIS			
漢字水準		JIS 第 1 水準及び第 2 水準			

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

2 レコードの内容

レコードの内容は、以下のとおりとする。

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
項目名	指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	納税義務者				特別徴収税額 (年税額)	特別徴収税額 (月割額)											変更月	摘要		
					住所	漢字氏名	カナ氏名	個人番号		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分			5月分	
入力文字基準	半角・12文字以内	半角・11文字以内	半角・6文字	半角・25文字以内	全角・60文字以内	半角・30文字以内	全角・60文字以内	半角・12文字	半角・9文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・8文字以内	半角・2文字以内	全角・40文字以内